

平成 19 年 8 月 28 日
大日本水産会事業部

日中民間漁業安全操業議定書の締結について

中国広東省湛江市において、大日本水産会、中国漁業協会及び韓国水産会の間で行われた日中韓民間漁業協議会の開催に合わせ、8月23日、大日本水産会中須勇雄会長と中国漁業協会齊景発会長との間で日中民間漁業安全操業議定書が締結された。

一. 議定書の主な内容

1. 議定書本文

- ①協定水域：両国の排他的経済水域
- ②協定の目的：両国漁船間の操業安全の確保及び秩序の維持並びに事故の処理
- ③定例会議の開催：協定の実施状況、漁業問題を検討する協議の開催（原則として年一回）

2. 附属書（議定書の不可分の一部）

- ①標識および信号
 - ②操業にあたって遵守すべき原則
 - ③避航にあたって遵守すべき原則
 - ④事故の処理
 - ⑤その他
3. 「日中漁船の海上操業時の事故処理に関する大日本水産会と中国漁業協会との間の覚書」（附属書の別途取決め）

二. 議定書の発効

議定書は署名日、即ち、2007年8月23日に発効した。

三. 領海および公海上の事故の処理等について

議定書の適用水域が両国の排他的経済水域であるため、緊急避泊時に領海で起きる事故や、北西太平洋公海上で起きる事故を、上記の事故処理に関する覚書に従って処理するため、「日中漁船間の緊急避泊および北西太平洋公海のいか釣り漁場における安全操業に関する大日本水産会と中国漁業協会との間の覚書」を別途作成し、同日付で両会会長が署名した。

また、わが国政府が定めた、「緊急時に本邦内水に入域（緊急入域）する外国漁船が

遵守すべき事項」を記した文書を、上記の緊急避泊と公海いか釣り操業に関する覚書に従い、中国側に手交した。

四. 今後の課題

いか釣り漁船同士の船間距離については、「十分安全かつ正常な操業が出来る距離を保つ」という表現にとどまったため、具体的な距離を明記すべく、協議を継続することで双方の意見が一致している。

お問い合わせ先

大日本水産会事業部 阿部・竹林 03-3585-6683

日中韓民間漁業協議会出席者名簿

日本代表団

団 長	社団法人大日本水産会会長	中須 勇雄
団 員	全国漁業協同組合連合会副会長理事	佐々木 新一郎
〃	全国漁業協同組合連合会代表理事専務	宮原 邦之
〃	社団法人全国底曳網漁業連合会会長理事	今村 弘二
〃	日本遠洋旋網漁業協同組合理事	伊藤 徳寿
〃	株式会社極洋取締役海外事業部長	荒砥 誠
〃	社団法人大日本水産会事業部長	阿部 勇
〃	社団法人大日本水産会事業部国際課員	竹林 徳太郎
〃	社団法人大日本水産会事業部国際課専門調査員	玉 香
通 訳		張 景子

日中韓民間漁業協議会出席者名簿

中国代表团

団長	中国漁業協会会長	齊景発
団員	中国漁業協会常務副会長兼秘書長	林 毅
"	全国水産技術推進広報総所所長	魏宝振
"	農業部黄渤海区漁政漁港監督管理局局長	牛玉山
"	農業部東海区漁政漁港監督管理局局長	李富栄
"	農業部南海区漁政漁港監督管理局局長	吳 壮
"	農業部漁船検査局副局長	王朝華
"	広東省海洋漁業局局長	李珠江
"	湛江国連水産開発有限会社社長	李 忠
"	江蘇省漁業協会会長	李国平
"	大連獐子島漁業集団株式会社社長	吳厚剛
"	烟台市海洋漁業局副局長	王長虎
"	中国漁業協会会長秘書	李家健
"	中国漁業協会常務副秘書長	于 斌
"	中国漁業協会副秘書長	張進軍
"	中国漁業協会秘書長補佐	羅繼倫
"	中国漁業協会秘書長補佐	金麗珍
"	中国漁業協会主任助理	丁 悦
通訳(韓国語)	農業部黄渤海区漁政漁港監督管理局	邱秀蘭
通訳(日本語)	湛江海洋大学教授	謝步群

《中日民间渔业安全作业议定书》签约仪式



齐景发

中須 勇雄